

第2次木更津市環境行動計画



平成28年12月

木更津市

1 第2次木更津市環境基本計画の概要

本市は、平成15年3月に「木更津市環境基本計画」（旧計画）を策定し、望ましい環境像である「未来につなぐ 環境にやさしいまち きさらづ」の実現を目指して、各種の施策に取り組んできました。

しかしながら、計画策定から10年以上が経過し、この間、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故で排出された放射性物質への対応や再生可能エネルギーの導入促進、微小粒子状物質（PM2.5）問題など、本市を取り巻く状況は大きく変化してきました。

そこで、こうした新たな環境問題への対応、法令改正や個別計画の策定などの状況を踏まえ、このたび旧計画を見直し、第2次木更津市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

旧計画に基づく各種施策の取り組みにより多くの環境指標に改善が見られ、環境保全の取り組みは一定の成果を収めたと評価できることから、本計画でも望ましい環境像を引き継ぎ、環境保全の取り組みを推進します。

また、本計画では、望ましい環境像を実現するための3つの基本目標として

- ①安心して暮らせる生活環境の確保
- ②身近な自然の保全と自然共生社会の構築
- ③資源を大切に作る地球環境にやさしいまちづくり

を掲げ、望ましい環境像の実現に向けて各種の取り組みを推進・展開し、市域における良好な環境の保全と創出を目指します。

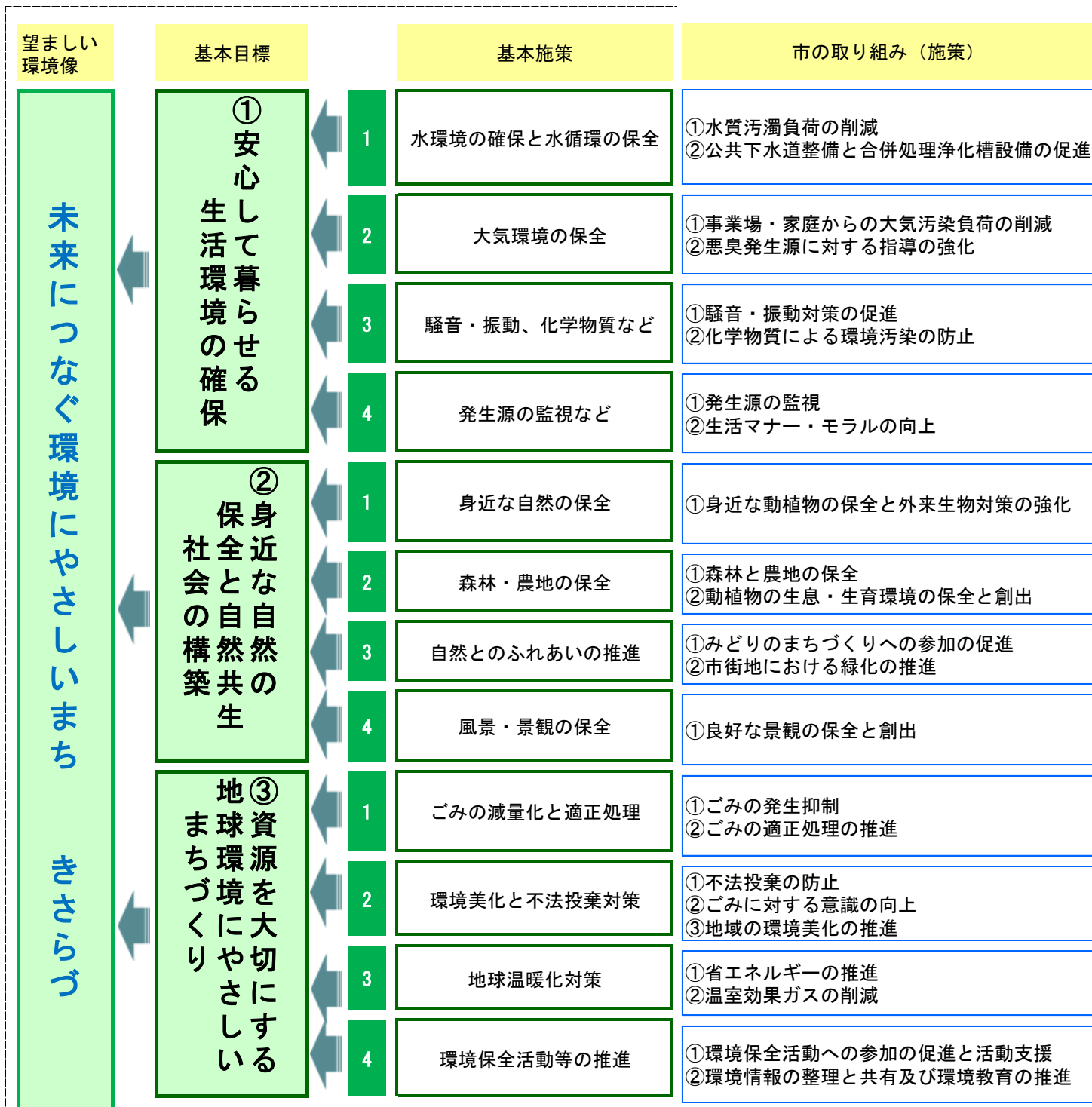
2 第2次木更津市環境行動計画について

木更津市環境基本計画の実行性を高めるには、環境に関する取り組みを推進するとともに、計画の実施状況を把握し、目標の達成状況を評価する必要があります。

このことから、平成15年12月に環境行動計画を策定し、進捗状況の把握及び計画の推進を図ってきました。

このたび、第2次木更津市環境基本計画を策定したことから、市が取り組んでいる環境に関する各種施策等を見直し、第2次木更津市環境行動計画を策定しました。

3 基本施策体系



4 環境施策事業

基本目標① 安心して暮らせる生活環境の確保

基本施策	1 水環境の確保と水循環の保全（環境基本計画P20）
現状と課題	○河川では、生活排水の影響による汚濁、東京湾では窒素やりんによる富栄養化現象に起因する赤潮の発生が見られます。 ○地下水汚染の未然防止に向け、定期的な地下水質調査の他、不法投棄防止対策強化などに取り組んでいます。 ○中小河川や海域では水質改善されていないために、公共下水道区域外に合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する等、各種の施策に取り組んでいます。
目標	河川や海域の水質を改善し、より良い水環境の保全を目指します。
市の取り組み	①水質汚濁負荷の削減 ・工場、事業場などからの排水に対する指導を行います。 ・市管理施設からの排水の水質の把握、保全に努めます。 ・近隣自治体及び関係機関と協議しながら広く市民、事業者呼びかけ啓発し、水質浄化対策を進めます。 ・公共用水域の水質測定を実施し、結果の公表を行います。 ②公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の促進 ・公共下水道、合併処理浄化槽などの効率的、効果的な整備を図ります。 ・下水処理場、し尿処理場の処理において、汚泥の利用が可能な手法など新たな処理方法について検討を行います。
事業名	① 水質汚濁負荷の削減 ・公共用水域における水質調査の実施（環境管理課） ・地下水における水質調査の実施（環境管理課） ・工場、事業場などからの排水に対する指導（環境管理課） ・水質浄化対策の推進（環境管理課） ② 公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の促進 ・合併処理浄化槽の普及促進（まち美化推進課） ・公共用水域の水質保全（下水道推進課） ・公共下水道の普及促進（下水道推進課）

基本施策	2 大気環境の保全（環境基本計画P 24）
現状と課題	○光化学オキシダントが長期間環境基準を超過しています。PM2.5 については、平成 26 年 1 月から測定を開始しており、PM2.5 の濃度が高くなる恐れがあるときには注意喚起を行っています。 ○悪臭の原因は家庭生活に起因する苦情が多くを占めています。特に野焼きによるものが、大気汚染と悪臭の苦情の大半を占めています。
目標	大気質の監視・情報収集を継続し、大気汚染の未然防止並びに悪臭の原因である「野焼き」禁止の啓発に努めます。
市の取り組み	①事業場・家庭からの大気汚染負荷の削減 ・工場、事業場からの排出ガスについては、排出抑制対策の指導・啓発に努めます。 ・関係機関との連携の下、大気質の監視・観測を実施し、結果の公表を行います。 ・屋外での焼却行為（野焼き）防止のための監視・指導に努めます。 ②悪臭発生源に対する指導の強化 ・市民、事業者に対し、排水路などの悪臭発生源の定期的な清掃などの誘導に努めます。 ・農業、畜産関係による堆肥、畜舎などの適切な管理を指導します。
事業名	① 事業場・家庭からの大気汚染負荷の削減 ・大気環境調査の実施（環境管理課） ・工場、事業場からの排出ガス等に対する指導（環境管理課） ② 悪臭発生源に対する指導の強化 ・悪臭発生源（焼却行為含む）に対する指導（環境管理課）

基本施策	3 騒音・振動、化学物質など（環境基本計画 P 26）
現状と課題	○道路交通騒音がやや増加していますが、振動は基準を下回っています。 ○化学物質などについては、環境基準や指針値が定められている全ての項目で環境基準及び指針値を下回っています。 ○放射性物質についてこれまでの定点観測の結果、市域において市で定めた対処方針の基準（地上 50 cm で $0.23 \mu\text{Sv/h}$）を超過する空間線量は確認されておらず、時間の経過に伴い空間線量は低下しています。
目標	騒音・振動対策を推進し、引き続き放射性物質の監視を行うことで市民の生活環境を保全します。
市の取り組み	①騒音・振動対策の促進 ・道路騒音・振動を継続的に監視します。 ・東京国際空港及び木更津飛行場の航空機騒音の調査を継続し、騒音の監視を行います。 ・県や関係機関と協力し、国に対して申入れを行い、航空機騒音の低減を目指します。 ②化学物質による環境汚染の防止 ・環境中にある有害化学物質、放射性物質などの監視・観測を行い、市民や事業者への情報提供に努めます。 ・化学物質による汚染の防止を推進します。 ・減農薬、減化学肥料農業、有機栽培農業の啓発を行います。 ・公共物などの建設時には有害物質の発生の少ない材料の使用に努めるとともに、その利用の普及を図ります。
事業名	① 騒音・振動対策の促進 ・道路騒音・自動車交通振動調査の実施（環境管理課） ・航空機騒音調査の実施（環境管理課） ・航空機騒音の低減へ向けた取り組み（環境管理課） ② 化学物質による環境汚染の防止 ・市内における空間線量の把握（環境管理課） ・放射性廃棄物の適正処理（環境管理課） ・環境中のダイオキシン類の調査の実施（環境管理課） ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止（まち美化推進課）

基本施策	4 発生源の監視など（環境基本計画 P 30）
現状と課題	○事業活動に伴う環境負荷を低減し、地域住民の健康保護と生活環境の保全を図るため、千葉県・本市・企業の三者間で「環境の保全に関する協定」を締結しています。 ○近年は近隣苦情が多く、苦情の内容も多様化してきています。ごみの屋外焼却による大気汚染や悪臭の苦情が多くを占めています。
目標	苦情には、迅速かつ適切に対応し、良好な生活環境を確保します。
市の取り組み	①発生源の監視 ・協定締結事業場への立入調査の実施及び指導を行います。 ・協定締結事業場からの事前協議に対し、適切に対応します。 ②生活マナー・モラルの向上 ・ペットの糞の適正処理や飼育方法のルールやマナーの普及啓発を行います。 ・屋外での焼却行為（野焼き）防止のための啓発・指導に努めます。
事業名	① 発生源の監視 ・協定締結事業場等への立ち入り調査の実施（環境管理課） ② 生活マナー・モラルの向上 ・屋外での焼却行為（野焼き）防止のための啓発・指導（環境管理課） ・動物の飼い方マナーアップ事業（環境管理課）

基本目標② 身近な自然の保全と自然共生社会の構築

基本施策	1 身近な自然の保全（環境基本計画 P 3 2）
現状と課題	○市域の東部は、小櫃川を水源とする田園地帯を形成し、房総半島内陸部房総丘陵の山林が広がっています。また、1,400ha の広大な面積を持つ「盤洲干潟」があります。 ○特定外来生物のセアカゴケグモやメリケントキンソウが確認されました。被害の発生を未然に防止するため、状況に応じた駆除対策を検討していきます。
目標	貴重な生態系の保全と併せて、身近な生物多様性の確保に努めます。
市の取り組み	①身近な動植物の保全と外来生物対策の強化 ・動植物の保全、生物多様性の確保についての市民の理解・協力に向けた広報・啓発に努めます。 ・道路や河川などの改修・整備に際して、自然環境に配慮した工法の採用を検討します。 ・外来生物の把握と適正な駆除を行います。
事業名	① 身近な動植物の保全と外来生物対策の強化 ・外来生物の把握と適正な駆除及び生物多様性の確保(環境管理課) ・木更津市指定文化財(天然記念物)における保全パトロールの実施(文化課)

基本施策	2 森林・農地の保全（環境基本計画 P 3 4）
現状と課題	○農林業に従事する人の高齢化や担い手不足等の問題が生じており、放置された森林や遊休農地が増加しているため、健全な森林や農地を維持するための対策が必要です。 ○有害鳥獣による農作物への被害の増加や、地域住民との軋轢が増加しており、箱わなの貸し出し等による駆除を行っています。
目標	担い手の確保と、景観資源としての基盤整備の推進により森林や農地、鳥獣を適正に管理します。
市の取り組み	①森林と農地の保全 ・里山保全・美化を行う地域的な取組への支援を行います。 ・森林の整備及び適正な維持管理を推進します。 ・農地の流動化・集積の促進・遊休荒廃農地対策を推進します。 ・農業、林業従事者などへの支援を行います。 ②動植物の生息・生育環境の保全と創出 ・開発に当たっては、生態系などの負荷を軽減するよう配慮します。 ・関係機関と連携して野生動物の保護に努めます。
事業名	① 森林と農地の保全 ・里山保全活動の推進（農林水産課） ・森林の整備及び適正な維持管理の推進（農林水産課） ・農地の流動化・集積の促進、遊休荒廃農地対策の推進（農林水産課） ② 動植物の生息・生育環境の保全と創出 ・有害鳥獣の駆除（アライグマ、ハクビシン）（環境管理課）

基本施策	3 自然とのふれあいの推進（環境基本計画P36）
現状と課題	○干潟の保全のため、市民団体の活動等で干潟の保全に向けて市民の意識啓発が図られています。 ○「公園など自然とのふれあいの場の整備」の要望が最も高くなり、市民が自然と親しむ場所や機会の拡大・充実にに向けた取り組みの推進が必要と考えられます。 ○身近な緑の減少や環境・景観などに対する市民の関心の高まり、また、少子高齢化社会の進展や土地利用の変化などに対応するため、「木更津しみどりの基本計画」を策定しました。
目標	自然とのふれあいの推進により、市域の自然環境保全に向けた意識を高めます。
市の取り組み	①みどりのまちづくりへの参加の促進 ・里山・里海などの身近な自然の大切さや地域の環境問題に触れ、体験学習をしていくための拠点、施設整備を行います。 ・みどりのまちづくりへの主体的な市民参加を図るための体制を整えます。 ②市街地における緑化の推進 ・都市公園や街路樹の維持管理を図り、緑豊かな都市空間の創出に努めます。 ・緑化意識の啓発に努めます。
事業名	① みどりのまちづくりへの参加の促進 ・自然環境を活かした健康・体力づくりに関する事業（スポーツ振興課） ・木更津市小櫃川河口干潟保全基金の活用（環境管理課） ・少年自然の家キャンプ場の利用による自然とふれあえる学習の場の提供（生涯学習課） ・自然観察会の開催（富来田公民館） ・地域講座「干潟の学習」（金田公民館） ・波岡ホタルウォーク（波岡公民館） ・サタデースクール事業「ほたる鑑賞の夕べ」の開催（八幡台公民館） ・初心者のためのワンデイハイク（文京公民館） ・親子わんぱく挑戦塾（文京公民館） ② 市街地における緑化の推進 ・市街地における緑化の推進（市街地整備課）

基本施策	4 風景・景観の保全（環境基本計画P38）
現状と課題	○周辺市街地は、公園等、生垣や庭の緑が豊かであり、寺社の社寺林にも恵まれています。 ○緑の確保と良好な都市景観の創出のため、緑地整備や緑化が進められており、歴史的・文化的景観も合わせて保全していく必要があります。景観計画・景観条例を作成し、建築物に対し規制を行っています。
目標	地域全体での美観や地域住民の意識の向上に向けて、より良い景観の保全と創出を総合的に推進します。
市の取り組み	①良好な景観の保全と創出 ・景観に関するイベントや講演会などを開催し、良好な景観形成に対する意識の醸成を図ります。 ・街路、公園、港湾などの公共施設整備を景観に配慮して進め、都市景観の向上に努めるとともに、民間建築物などの景観形成への誘導を図ります。 ・郷土景観を代表する景勝地の保全と利用を市民の協力を得ながら推進します。 ・開発に当たっては、自然景観の保全に配慮します。
事業名	① 良好な景観の保全と創出 ・道路植栽等の維持管理（土木課・土木管理課） ・公園の整備と維持管理（市街地整備課）

基本目標③ 資源を大切に作る地球環境にやさしいまちづくり

基本施策	1 ごみの減量化と適正処理（環境基本計画P40）
現状と課題	○1人1日当たりのごみ排出量は全て国・県の平均を上回る水準にあるため、今後 もごみの「4R」を積極的に推進することで、ごみの減量化・資源化を目指しま す。 ○市域から排出されたごみは適正に処理されており、これまでに大気汚染や悪臭な どが生じたことはありません。今後は人口減少と高齢化が進むことが予測される ため、より合理的・効率的なごみ処理体制の各種の検討を進めていきます。
目標	ごみの減量化・資源化を推進し、環境負荷の軽減に努めます。
市の取り組み	①ごみの発生抑制 ・事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化・資源化を推進します。 ・小学校、保育所などから排出される生ごみの堆肥化事業を推進します。 ・4R（Refuse：不要なものはもらわない、Reduce：減量、Recycle：リサイクル、Reuse： 再利用）を推進します。 ・グリーン購入を推進します。 ②ごみの適正処理の推進 ・家電リサイクル法などに基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進し ます。 ・小型家電リサイクル法に基づき、家庭の使用済み小型家電のリサイクルを推進し ます。 ・災害時に発生する廃棄物の速やかな処理ができるよう対策を推進します。 ・農業から出る使用済みのビニールやプラスチックの回収、再利用を支援します。
事業名	① ごみの発生抑制 ・再生紙利用・グリーン購入の推進（総務課） ・公共工事における再生資材利用の推進（管財課） ・放置自転車対策事業（市民活動支援課） ・グリーン購入の推進（環境管理課） ・生ごみ肥料化容器購入設置助成金（まち美化推進課） ・大規模事業者啓発事業（まち美化推進課） ・生ごみ堆肥化促進事業（まち美化推進課） ・小型家電リサイクル事業（まち美化推進課） ・リサイクルフェア事業（まち美化推進課） ・資源ごみ回収推進助成金及び資源回収事業育成助成金（まち美化推進課） ② ごみの適正処理の推進 ・容器包装プラスチックの分別収集（まち美化推進課） ・指定ごみ袋の一部有料化（まち美化推進課） ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進（農林水産課）

基本施策	2 環境美化と不法投棄対策（環境基本計画P42）
現状と課題	○「木更津市まちをきれいにする条例」を施行し、ボランティア団体による清掃活動や快適な生活環境の形成及び公衆衛生の向上を図ります。 ○不法投棄防止や早期発見のため市内に監視カメラを設置した他、不法投棄監視員制度や郵便局職員・農協職員からの情報提供制度を設け、早期発見に努めています。
目標	地域の美化活動の推進と不法投棄対策の強化により、清潔な地域環境を確保します。
市の取り組み	①不法投棄の防止 ・不法投棄監視員のパトロールや監視カメラを設置し監視を強化します。 ・投棄された場所に看板などを設置し、再発防止に努めます。 ・産業廃棄物の不法投棄について、県や警察、隣接市などの関係機関と連携、協力して監視の強化、指導の促進を行います。 ・広報などで不法投棄や屋外での焼却行為防止のための啓発を行います。 ②ごみに対する意識の向上 ・「まちをきれいにする運動」を継続実施します。 ・ごみ問題に関する啓発や環境美化意識の浸透を図るため、イベントを開催します。 ・市民・事業者のごみの減量・リサイクルについての理解を深め、モラルの向上に努めます。 ③地域の環境美化の推進 ・木更津市雑草など処理対策本部を設置し、空き地における雑草などの繁茂状態の解消に努めます。 ・市内小学校と地域との連携により「地域まち美化推進支援事業」を実施し、環境美化の促進を行います。
事業名	① 不法投棄の防止 ・不法投棄監視員制度（まち美化推進課） ・不法投棄防止対策事業（まち美化推進課） ② ごみに対する意識の向上 ・クリーン作戦、ごみゼロ運動（まち美化推進課） ③ 地域の環境美化の推進 ・地域まち美化推進支援事業（まち美化推進課） ・雑草処理対策（まち美化推進課）

基本施策	3 地球温暖化対策（環境基本計画P 4 4）
現状と課題	○日平均気温は上昇傾向にあり、降雨も以前より変動が大きくなっている印象で、地球温暖化の影響が現れていると考えられます。 ○再生可能エネルギーの普及に向けて、公共施設や学校、家庭に太陽光発電設備の設置を進めるとともに、住宅用太陽光発電設備や、燃料電池システム等の補助金を交付しています。
目標	家庭生活や事業活動を見直し、効果的・効率的に省エネを行うなど、地球温暖化防止の取り組みを推進します。
市の取り組み	①省エネルギーの推進 ・公共施設での省エネルギー設備、再生可能エネルギーの導入を推進します。 ・省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入促進を図ります。 ②温室効果ガスの削減 ・地球温暖化対策実行計画を見直し、温室効果ガスの削減に取り組めます。 ・公用車のアイドリングストップに努めるほか、広報などによる市民、事業者への啓発に努めます。 ・低公害車の導入を推進します。
事業名	① 省エネルギーの推進 ・省エネ活動（管財課） ・省エネルギー設備等の導入の促進（環境管理課） ・低公害車の導入の促進（環境管理課） ・アイドリングストップやエコドライブの推進（環境管理課） ・COOL SHARE～エアコンを消して涼しい博物館に集まろう～（郷土博物館金のすず） ② 温室効果ガスの削減 ・温室効果ガスの削減（環境管理課） ・特定フロンの回収の指導（営繕課）

基本施策	4 環境保全活動等の推進（環境基本計画 P 4 6）
現状と課題	○市内の公園や緑地で、自治会、市民団体、NPO 法人等の団体が、定期的に清掃や除草活動を行うなどの市民活動が推進されています。 ○環境をより良いものにするため、観察会や研修会の実施、少年自然の家キャンプ場を開設していますが、「環境に関する学習・交流機会の得やすさ」に満足している市民は約 10%に過ぎないため、改善に向けた対応が必要です。
目標	市民・事業者・市がそれぞれの役割を担いつつ、よりよい環境の保全、創出に努めます。
市の取り組み	①環境保全活動への参加の促進と活動支援 ・「まちをきれいにする運動」など市民、事業者、市が一体となった環境美化活動を実施します。 ・市民や市民団体、事業者の環境美化活動に協力します。 ・市民、事業者、市が連携・協力しながら地域の環境保全活動に取り組むグランドワークづくりを推進します。 ②環境情報の整理と共有及び環境教育の推進 ・環境保全活動を実践する人たちの相互交流を図るため、情報提供や人材の共有化、市民活動の活性化などを促進します。 ・環境基本計画や環境行動計画の進行管理状況を定期的に公表します。 ・市民への環境学習や学校での環境教育を推進します。
事業名	① 環境保全活動への参加の促進と活動支援 ・水産多面的機能発揮対策事業の支援（農林水産課） ・生き生き子ども地域活動促進事業（生涯学習課） ② 環境情報の整理と共有及び環境教育の推進 ・市民活動団体及び NPO に関する情報の収集や提供（市民活動支援課） ・環境行動計画の点検・評価の実施（環境管理課） ・環境学習・環境教育の実施（環境管理課） ・環境学習会の開催（まち美化推進課） ・総合的な学習推進事業（学校教育課） ・学校における環境教育の推進及び環境学習の場への参加の促進（学校教育課）

5 環境行動計画の進行管理

環境行動計画における各事業の進行状況については、「環境行動計画評価シート」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行うことにより、継続的な改善を図っていきます。

点検・評価結果については、ホームページ等で公表いたします。

環境行動計画は、各課における事業の見直しなどの動向を踏まえ、適宜見直しを図ります。

